

滋賀県流域治水の推進に関する条例骨子案

1. 前文

- 条例制定の背景である地域社会の変化と氾濫規模の増大
- 流域全体で取り組む治水対策である流域治水を推進する意義
- 条例を制定する目的

2. 目的

- 流域治水に関し、基本理念を定め、県、県民および事業者の責務を明らかにする
- 河川の整備その他県が行う施策の基本となる事項、建築物の建築等の制限に関する措置等を定める
- これらにより、流域治水を総合的に推進し、もって浸水被害から県民の生命、身体および財産を保護し、将来にわたって安心して暮らすことができる安全な地域の実現に資することを目的とする

3. 定義

(1) 浸水被害

- 洪水による浸水または一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道、農業用排水路その他の排水施設もしくは河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水により、県民の生命、身体または財産に生ずる被害

(2) 流域治水

- 浸水被害を回避し、または軽減するため、次の対策を組み合わせる実施すること
- 洪水による河川等（河川および下水道、農業用排水路その他の排水施設をいう。以下同じ。）の氾濫を防ぐため、河川の整備を行うこと
- 河川等への急激な雨水の流入を緩和するため、河川等に係る集水地域において雨水を貯留し、または地下に浸透させること
- 氾濫原（浸水被害が生じるおそれのある区域をいう。以下同じ。）において浸水被害の発生のおそれを考慮した建築物の建築等の制限、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する区域区分の決定等を行うこと
- 県、市町、県民その他の関係者が連携して、避難に必要な情報の伝達体制の整備、地域における浸水被害の回避または軽減に関する必要な対策の検討等を行うこと

(3) 想定浸水深

- 一定の期間につき1回の割合で発生するものと予想される降雨が生じた場合において、洪水または下水道、農業用排水路その他の排水施設もしくは河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことにより氾濫原が浸水したときに想定される水深

4. 基本理念

- 流域治水は、浸水が発生した場合における県民の生命に対する被害を回避することが特に重要であるとの認識の下に推進されること
- 流域治水は、その基幹的な対策である河川の整備を計画的かつ効果的に実施することに加えて、他の対策を実施することにより、浸水被害を回避し、および軽減することを旨として推進されること
- 流域治水は、その施策が総合的に実施されるとともに、その効果が最大限に発揮されるよう、地域の特性に応じて推進されること
- 流域治水は、県、市町、県民その他の関係者相互間において情報が共有されることを通じて、これらの者の相互の連携および協働の下に、着実に推進されること

5. 関係者の責務

(1) 県の責務

- 流域治水に関する施策を総合的に策定し、および実施する
- 流域治水に関する施策の策定および実施に当たり、市町、県民その他の関係者との連携に努めるとともに、市町、県民その他の関係者に対し、必要な情報の提供、助言または支援を行う
- 市町が流域治水に関する施策を策定し、および実施しようとするときは、必要な情報の提供、助言、支援または調整を行う

(2) 県民の責務

- 地域の特性および想定浸水深を把握するとともに、これらを勘案して、自らの生命、身体および財産に対する被害を回避し、または軽減するために必要な取組を自主的かつ積極的に行う
- 県が実施する流域治水に関する施策に協力する

(3) 事業者の責務

- 地域の特性および想定浸水深を把握するとともに、これらを勘案して、その事業の利用者、従業者等の生命、身体および財産に対する被害を回避し、または

軽減するために必要な取組を自主的かつ積極的に行う

- 県が実施する流域治水に関する施策に協力する

6. 想定浸水深の設定

(1) 基礎調査

- 知事は、想定浸水深の設定または変更のために必要な基礎調査として、河川等に係る集水地域および氾濫原に関する地形、土地利用の状況その他の事項に関する調査を行う
- 知事は、必要があると認めるときは、関係市町の長に対し、その管理する河川等に関する情報の提供その他の協力を求める

(2) 想定浸水深の設定

- 知事は、基礎調査の結果を踏まえ、おおむね5年ごとに想定浸水深を設定する
- 知事は、想定浸水深を設定しようとするときは、あらかじめ、期限を定めて、関係市町の長の意見を聴く
- 知事は、想定浸水深を設定したときは、速やかに公表する

7. 河川における氾濫防止対策

- 知事は、洪水による河川の氾濫を防ぐため、次に掲げるところにより、管理する河川の整備を行う
- 県の全域における河川の整備状況の均衡に配慮しつつ、河道の拡幅、堤防の設置、河床の掘削等の対策を、計画的かつ効果的に組み合わせて行う
- 河川の流水を流下させる能力を維持するため、治水上の支障の程度に応じ、河川内の樹木の伐採、堆積した土砂のしゅんせつ、護岸の修繕等を行う
- 堤防が決壊した場合に甚大な浸水被害が想定され、かつ、当面河道の拡幅等の対策を実施することが困難な河川の区間にあつては、浸水被害を軽減するため、堤防の性能の向上を図る改良を行う

8. 集水地域における雨水貯留浸透対策

(1) 森林または農地の雨水貯留浸透機能の確保

- 森林を所有し、または使用収益する権原を有する者は、琵琶湖森林づくり条例（平成16年滋賀県条例第2号）の基本理念にのっとり、県民、事業者等と連携して、森林の適正な保全および整備を行うことにより、森林が有する雨水貯留浸透機能（雨水を一時的に貯留し、または地下に浸透させる機能をいう。以下同じ。）が持続的に発揮されるように努める

- 農地を所有し、または使用収益する権原を有する者は、農業生産活動を行うに当たっては、農地の適正な保全および管理を行うことにより、農地が有する雨水貯留浸透機能が持続的に発揮されるように努める

(2) 公園等の雨水貯留浸透機能の確保

- おおむね1,000平方メートル以上の面積を有する公園、運動場その他これらに類する施設の所有者または管理者は、その敷地に雨水を貯留する機能を有する施設を設置すること、雨水を浸透させる舗装を施すことその他の雨水を一時的に貯留し、または地下に浸透させる措置を講ずることにより、これらの施設に雨水貯留浸透機能を備えるとともに、これらの施設の雨水貯留浸透機能を維持するように努める
- 建物または工作物の所有者または管理者は、雨水の貯水槽を設置すること等により、これらの建物または工作物の規模に応じた雨水貯留浸透機能を備えるとともに、これらの建物または工作物の雨水貯留浸透機能を維持するように努める

9. 氾濫原における建築物の建築の制限等

(1) 定義

- 9および11において使用する用語は、建築基準法（昭和25年法律第201号）および建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）において使用する用語の例による

(2) 浸水危険区域の指定等

- 知事は、200年につき1回の割合で発生するものと予想される降雨が生じた場合における想定浸水深を踏まえ、浸水が発生した場合には建築物が浸水し、県民の生命または身体に著しい被害を生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の建築物の建築の制限をすべきものを浸水危険区域として指定することができる
- 指定は、当該指定の区域および想定水位（想定浸水深に係る水位であって、建築物の建築の制限の基準となるべきものをいう。以下同じ。）を明らかにしてする
- 知事は、指定をしようとするときは、その旨を公告し、当該指定の案を当該公告の日から起算して2週間公衆の縦覧に供する
- 指定をしようとする区域の住民および利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された指定の案について、知事に意見書を提出することができる
- 知事は、指定をしようとするときは、提出された住民等の意見書の写しを添え

て、関係市町の長の意見を聴く

○ 知事は、指定をするときは、その旨ならびに当該指定の区域および想定水位を告示する

○ 浸水危険区域は、建築基準法第39条第1項の規定による災害危険区域とする

(3) 浸水危険区域における建築物の建築の制限

○ 浸水危険区域内において、住居の用に供する建築物または高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校および医療施設（規則で定めるものに限る。以下「社会福祉施設等」という。）の用途に供する建築物の建築（移転を除く。以下同じ。）をしようとする建築主は、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる建築物または建築物の部分については、この限りでない

① 建築物の増築または改築をしようとする場合において、当該増築または改築に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以内である建築物

② 建築物の増築または改築をしようとする場合において、当該増築または改築に係る部分が居室を有しない建築物

③ 建築基準法第85条第5項の規定の適用を受ける仮設建築物

④ 浸水危険区域の指定または拡張の際現に当該浸水危険区域に存する建築物（建築の工事中の建築物を含む。）の増築または改築をしようとする場合において、当該増築または改築に係る部分以外の建築物の部分

⑤ ①から④までに定めるもののほか、建築物およびその敷地の状況等を勘案してやむを得ないと知事が特に認める建築物

(4) 許可の基準

○ 知事は、住居の用に供する建築物に係る許可の申請があったときは、当該申請に係る建築物が次のいずれかに適合していると認めるときは、許可をしなければならない

① 1以上の居室の床面または避難上有効な屋上の高さが想定水位以上であり、かつ、次のアまたはイのいずれかに該当していること

ア 当該建築物の地盤面と想定水位との高低差が3メートル未満であること

イ 想定水位下の主要構造部が鉄筋コンクリート造または鉄骨造であること

② 同一の敷地内に①に該当する建築物があること

③ 付近に次のいずれにも該当する避難場所があること

ア 次のいずれかに該当するものであること

(7) 当該避難場所の地盤面の高さが想定水位以上であること

(イ) ①に該当する建築物または一時的な避難場所としての機能を有する堅

固な工作物があること

イ 当該避難場所に避難することが見込まれる者の人数を勘案して十分な広さを有すること

ウ 申請に係る建築物からの距離および経路、当該避難場所の管理の状況等を勘案して浸水が生じた場合に確実に避難できると知事が認めるものであること

④ ①から③までに定めるもののほか、これらと同等以上の安全性を確保することができるのと知事が認める建築物であること

○ 知事は、社会福祉施設等の用途に供する建築物に係る許可の申請があったときは、当該申請に係る建築物が次のいずれかに適合していると認めるときは、許可をしなければならない

① 規則で定める用途ごとに規則で定める居室の床面または避難上有効な屋上の高さが想定水位以上であり、かつ、次のアまたはイのいずれかに該当していること

ア 当該建築物の地盤面と想定水位との高低差が3メートル未満であること。

イ 想定水位下の主要構造部が鉄筋コンクリート造または鉄骨造であること。

② 同一の敷地内に①に該当する建築物があること

③ ①および②に定めるもののほか、これらと同等以上の安全性を確保することができるのと知事が認める建築物であること

(5) 許可の条件等

○ 知事は、許可をする場合において、必要な条件を付することができる

○ 知事は、許可をしたときは、許可証を交付する

○ 許可証の交付を受けた後でなければ、建築物の建築の工事は、することができない

(6) 工程調査等

○ 許可を受けた建築主は、当該許可に係る建築物の工事が知事の指定する工程を含む場合において、当該工程に係る工事を終えたときは、その都度、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない

○ 知事は、届出があったときは、速やかに、その職員に当該届出に係る工事中の建築物およびその敷地が許可の内容に適合しているかどうかについて調査させ、その調査の結果、当該建築物およびその敷地が当該許可の内容に適合していると認めるときは、工程調査適合証を交付しなければならない

(7) 報告の徴収

○ 知事は、建築物の所有者、管理者もしくは占有者、建築主、設計者、工事監理

者または工事施工者（(8)において「建築物の所有者等」という。）に対して、建築物の敷地、構造もしくは用途または建築物に関する工事の計画もしくは施工の状況に関する報告を求めることができる

(8) 立入検査

- 知事は、その職員に、建築物、建築物の敷地もしくは建築工事場に立ち入らせ、建築物、建築物の敷地、設計図書その他建築物に関する工事に関係がある物件を検査させ、または建築物の所有者等に対し必要な事項について質問させることができる

(9) 区域区分に関する都市計画の決定または変更

- 県は、都市計画法第15条第1項第2号に掲げる区域区分に関する都市計画を同法第18条第1項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により決定し、または変更するときは、10年につき1回の割合で発生するものと予想される降雨が生じた場合における想定浸水深が0.5メートル以上である土地の区域（都市計画法施行令（昭和44年政令158号）第8条第1項第1号に規定する土地の区域を除く。）を、新たに同法第7条第2項に規定する市街化区域に含めないものとする。ただし、浸水による県民の生命、身体および財産に対する著しい被害の発生を防止するための対策が講じられ、または確実に講じられると見込まれる場合は、この限りでない

(10) 盛土構造物の設置等に対する配慮等

- 氾濫原において道路、鉄道その他の規則で定める施設と相互に効用を兼ねる大規模な盛土構造物の設置、改変または撤去（以下「設置等」という。）をしようとする者は、当該盛土構造物の設置等によりその周辺の地域において著しい浸水被害が生じないように配慮する
- 知事は、盛土構造物の設置等によりその周辺の地域において著しい浸水被害が生じるおそれがあると認めるときは、当該盛土構造物の設置等をしようとする者に対し、浸水被害を回避し、または軽減するために必要な措置を講ずることを求める

10. 浸水に備えるための対策

(1) 避難に必要な情報の伝達体制の整備等

- 県は、浸水被害が発生し、または発生するおそれがある場合における県民の迅速かつ円滑な避難を確保するため、知事が管理する河川について保有する水位、雨量等に関する情報および洪水に関する予報または警報に関する情報（以下「河川の水位等に関する情報」という。）を市町および県民に的確かつ迅速に伝達

するために必要な体制の整備その他必要な措置を講ずる

(2) 市町への必要な支援

- 県は、市町に対し、避難場所および避難の経路その他住民の迅速かつ円滑な避難を図るための事項の検討その他市町が行う浸水被害の回避または軽減に関する対策の検討に資するため、想定浸水深に関する情報その他必要な情報の提供、技術的助言その他の必要な支援を行う

(3) 浸水時における避難等

- 県民は、浸水被害を回避し、または軽減するため、日常生活において、避難場所および避難の経路、家族等との連絡方法その他浸水が発生した際にとるべき行動を確認するよう努める
- 県民は、浸水被害が発生するおそれがある場合において、河川の水位等に関する情報および避難の勧告等に関する情報に留意するとともに、状況に応じた的確に避難するよう努める

(4) 宅地または建物の売買等における情報提供

- 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者は、同法第35条第1項に規定する宅地建物取引業者の相手方等に対して、その者が取得し、または借りようとしている同法第2条第1号に規定する宅地または建物に関し、その売買、交換または貸借の契約が成立するまでの間に、当該宅地または建物が所在する地域の想定浸水深および水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項に規定する浸水想定区域に関する情報を提供するよう努める

(5) 調査研究の推進等

- 県は、流域治水に関する最新の知見の把握に努めるとともに、浸水に関する記録（県民の浸水に関する体験の記録を含む。）の収集その他流域治水に関する施策を効果的に実施するために必要な調査研究を推進し、その成果の普及に努める

(6) 教育、訓練等

- 県は、調査研究の成果等を踏まえ、学校教育その他の多様な機会を通じ、映像等を用いた効果的な手法を活用しつつ、浸水被害を回避し、または軽減するために必要な教育および訓練、意識の向上等に努める

(7) 浸水被害の回避または軽減に関する学習等

- 県民は、自ら浸水被害およびこれに対する適切な対策について学習するとともに、県、市町その他の団体が実施する訓練に自主的に参加するよう努める

(8) 水害に強い地域づくり協議会

- 県、関係行政機関および地域住民は、地域における浸水被害の回避または軽減に関し必要な対策に関する事項について協議するため、水害に強い地域づくり協議会を組織することができる

(9) 県民相互の連携等

- 県民は、相互に連携し、または流域治水に資する活動を行う団体を組織する等の方法により、協働による流域治水の推進に取り組むよう努める
- 県は、上記の取組への県民の積極的な参加を促進するとともに、県民または流域治水に資する活動を行う団体に対して、情報の提供、交流の機会の提供その他の必要な支援を行う

11. その他の事項

(1) 財政上の措置

- 県は、流域治水に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める

(2) 市町条例との関係

- この条例のうち建築基準法第39条の規定による災害危険区域における建築物の建築の制限に関する規定は、市町が建築基準法第39条第1項および第2項の規定により、同条第1項の災害危険区域（出水による危険の著しい区域に限る。）の指定および同条第2項の住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものに関する条例を定めている場合には、当該市町の区域においては、適用しない

12. 罰則

- 建築物の建築の制限に関する規定に違反した者に対する罰則および過料を定める